全建事発第 074 号 令和5年10月5日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長殿

> 一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 山崎 篤男 〔公印省略〕

広島県の盛土規制による建設発生土の搬出先確認について(周知依頼)

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、令和5年5月26日に資源有効利用促進法省令の改正が施行され、元請建設事業者等には、建設発生土の搬出先における盛土規制法の許可等の確認や、搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられている他、令和6年6月からは、ストックヤードへ搬出した場合においても最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることになります。

この度、国土交通省より、令和5年9月28日に広島県(政令市(広島市)、中核市 (呉市、福山市)を除く)において、盛土規制法に基づく規制区域が指定され、建設 発生土の搬出先の確認の際は、法に基づく許可・届出が行われているかの確認が必要 となる旨の周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ 別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。(※本事務連 絡は、参考のため、該当県の建設業協会以外の各都道府県建設業協会へも通知をして います)

## 【添付資料】

- 01\_国交省通知文
- 02\_(別紙)広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について
- 03 元請事業者向けチラシ(国交省)
- 04 ストックヤード事業者向けチラシ(国交省)

## 【参考 URL】

建設発生土の搬出先計画制度(国交省ウェブサイト)

 ${\tt https://www.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/tochi\_fudousan\_kensetsugyo\_const\_fr1\_000001\_00041.html}$ 

以上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp